



2025 年 12 月 19 日

各 位

スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 グループ CEO 阿部 修平
(コード 8739 東証プライム市場)

当社が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合（通称：日本モノづくり未来ファンド）が発行済株式の全てを所有する ARTS-4 株式会社による澤藤電機株式会社（証券コード：6901）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

本日、スパークス・グループ株式会社が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合（以下「日本モノづくり未来ファンド」といいます。）が発行済株式の全てを所有する ARTS-4 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、澤藤電機株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を、別添のとおり公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては 2025 年 12 月 19 日公表の添付資料をご参照ください。

本公開買付けは、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者の発行済みの普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした一連の取引の一環として、開始することが決定されたものです。

日本モノづくり未来ファンドは、日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために設立されました。優れた技術・人材・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資を行うとともに、TPS（トヨタ生産方式）や経営戦略の策定等により支援し、企業の持続的成長を通じて、日本のモノづくりの発展に貢献いたします。

（添付資料）

2025 年 12 月 19 日付「澤藤電機株式会社（証券コード：6901）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

- 本件に関するお問い合わせ先
スパークス・グループ株式会社 広報室
pr_media@sparxgroup.com

2025 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 ARTS-4 株式会社

代 表 者 名 代表取締役 水谷 光太

**澤藤電機株式会社（証券コード：6901）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

ARTS-4 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、澤藤電機株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：6901。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

澤藤電機株式会社

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2025年12月22日（月曜日）から2026年2月9日（月曜日）まで（30営業日）

（注）金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項第3号に基づき2025年12月29日及び同30日は、行政機関の休日となるため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）に算入しておりませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2025年12月29日及び同30日にも行われます。

（4）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金1,303円

（5）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,007,835 株	1,569,600 株	— 株
合計	3,007,835 株	1,569,600 株	— 株

（6）決済の開始日

2026年2月17日（火曜日）

（7）公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人）

東京都港区南青山二丁目6番21号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、2025年8月12日に設立され、本日現在、スパークス・グループ株式会社（以下「スパークス」といいます。）が無限責任組員を務める日本モノづくり未来投資事業有限責任組合（以下「日本モノづくり未来ファンド」といいます。）が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としております。なお、本日現在、公開買付者、スパークス及び日本モノづくり未来ファンドは対象者株式を所有しておりません。

スパークスは、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務としております。1989年7月の会社創業以来、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指し、株式投資に留まらず、再生可能エネルギー発電所等の実物資産投資、未来創生ファンドに代表されるベンチャーキャピタル投資等、投資領域を広げて参りました。日本モノづくり未来ファンドは、日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人材・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資し、企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することを目的として2020年12月に設立され、これまでに株式会社IJTT及び株式会社シンニッタンへの投資実績を有しております。

公開買付者は、本日、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025年12月22日から本公開買付けを開始することを決定いたしました。

本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、対象者の筆頭株主及びその他の関係会社である日野自動車株式会社（以下「日野自動車」といいます。）が所有する対象者株式（所有株式数：1,307,000株、所有割合（注）：30.29%、以下「本不応募株式」といいます。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び日野自動車のみとすることを目的として実施される会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）、③本株式併合の効力発生を条件として対象者が実施する本不応募株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実行するための資金を確保することを目的として、公開買付者が対象者に対して、本自己株式取得に係る対価に充てる資金を貸付けにより提供すること、並びに④本自己株式取得から構成され、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しております。なお、本株式併合の詳細につきましては、2025年12月22日に提出する公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。また、公開買付者は、本取引の完了後に、対象者との間で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを予定しております（なお、本日現在、本合併の実施時期及び公開買付者と対象者のいずれを吸収合併存続会社とするか等の詳細については未定であり、本公開買付け成立後に検討を行い、対象者と協議の上で決定する予定です。）。

（注）「所有割合」とは、対象者が2025年11月7日に提出した第130期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（4,322,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（7,165株）を控除した株式数（4,314,835株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じとします。

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で、日野自動車との間で、二者間契約書を締結し、本不応募株式（1,307,000株）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。また、公開買付者は、本日付で、対象者及び日野自動車との間で、①本公開買付けが成立したことを条件に、対象者が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及び日野自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、②日野自動車が、本自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを対象者に売り渡すことを含む、本取引に係る諸条件について定めた三者間契約書を締結しております。

なお、本自己株式取得においては、日野自動車に法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを踏まえ、仮に日野自動車が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、本自己株式取得の対価を設定することを想定しております。本自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）よりも有利な条件が設定されていないことから、公開買付け価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと公開買付者は考えております。また、本公開買付け価格を本自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価よりも高く設定することで、対象者株式の全ての取得に要する資金を対象者の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、対象者の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としております。

また、公開買付者は、本日付で、対象者の第2位株主である株式会社デンソー（所有株式数：400,000株、所有割合：9.27%、以下「デンソー」といいます。）との間で公開買付け応募契約を締結し、デンソーが所有する対象者株式の全て（400,000株、所有割合：9.27%）を本公開買付けに応募する旨、対象者の第3位株主である本田技研工業株式会社（所有株式数：260,000株、所有割合：6.03%、以下「本田技研工業」といい、デンソーと併せて「本応募合意株主」といいます。）との間で公開買付け応募契約を締結し、本田技研工業が所有する対象者株式の全て（260,000株、所有割合：6.03%）を本公開買付けに応募する旨をそれぞれ合意（本応募合意株主が所有する対象者株式の合計：660,000株、所有割合の合計：15.30%）しております。

3. 本公開買付けの目的等

スパークスは、対象者の既存の大手取引先である自動車業界は百年に一度といわれる大変革期にあり、世界的な脱炭素化の流れや、CASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）時代においてOEMをピラミッドの頂点とした自動車ビジネスが変化する中で、対象者がその変化に対応するためには、更なる生産性の向上や、新たな技術力・人財獲得等による各事業の事業競争力強化を速やかに実行することが肝要であるとの考えに至りました。また、そのような環境の中で、対象者の経営上の課題や経営リソースが不足している領域を中心に、スパークスの投資先ネットワーク及びスパークスの投資実績に基づく知見を最大限活用することで、対象者の企業価値向上に貢献できるとの考えに至りました。具体的には、製造現場の生産性向上のための支援や、間接業務の効率化、DXの推進、今後の成長に必要な人財確保や資金調達などにおいて、他社への投資実績での経験を踏まえた貢献が可能と考えております。他方で、製造現場の生産性向上や業務効率化等の上記各種施策の実施は、先行費用や設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実行することは、短期的には業績を圧迫し株価の下落要因となる可能性や配当を維持できなくなる可能性があるという観点から、既存株主にとって負担になる可能性も想定され、また、対象者は1949年5月の東京証券取引所市場第一部への上場以降、知名度の更なる向上による優れた人材の確保、社会的な信用力向上による取引先の拡大等、上場会社としてさまざまなメリットを享受してきた一方、対象者のブランド力や信用力は事業活動を通じて維持・獲得される部分が大きいと考えられ、上場を維持するための相応の負担と比較して、継続して株式の上場を維持することのメリットは大きくないものと考えに至りました。

このような考えのもと、スパークスは、対象者と協議を重ねた結果、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、公開買付者を通じて本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年12月22日に提出する公開買付け届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。